

(第1面)

<p>特別管理産業廃棄物処理計画書</p> <p>2024年 6月 18日</p>	
<p>石川県知事 殿</p>	
<p>提出者</p> <p>住 所 石川県小松市符津町ツ23</p> <p>氏 名 株式会社 小松製作所</p> <p>執行役員 栗津工場長 保川 高司</p> <p>(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p>電話番号 0761-43-4757</p>	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。</p>	
事業場の名称	株式会社 小松製作所 栗津工場
事業場の所在地	石川県小松市符津町ツ23
計画期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	26 生産用機械器具製造業
②事業の規模	出荷額2,116億円
③従業員数	3,003人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 図1に記載

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

(1) 責任者および管理組織

- 環境管理責任者 栗津工場総務部総務部長
- 廃棄物総括責任者 栗津工場総務部環境課長
- 廃棄物処理担当 栗津工場総務部環境課
- 管理体制 ISO14001管理体制に基づく  
環境委員会にて廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、  
適正処理の推進及び廃棄物の管理上で必要な事項を審議する。

(2) 教育等

- ISO14001に従い産業廃棄物の分別、処理方法等の留意事項を教育する。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙 表1に記載		
	特別管理産業廃棄物の種類	表1参照	
	排出量	表1参照	t
	(これまでに実施した取組) ・看板等設置してシンナー以外の廃液混入防止、注意喚起		
② 計画	【目標】 別紙 表2に記載		
	特別管理産業廃棄物の種類	表2参照	
	排出量	表2参照	t
	(今後実施する予定の取組) ・継続管理指導して特管廃棄物抑制していく ・洗浄頻度、運用改善による廃アルカリ、汚泥の抑制		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特管廃棄物看板設置、廃棄物分別表掲示、管理者による 管理徹底
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する 取組) ・継続管理指導していく

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙 表1に記載		
	特別管理産業廃棄物の種類	表1参照	
	全処理委託量	表1参照	t
	優良認定処理業者への処理委託量	表1参照	t
	再生利用業者への処理委託量	表1参照	t
	認定熱回収業者への処理委託量	表1参照	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	表1参照	t
	(これまでに実施した取組) ・現地視察確認して特管廃棄物が適正に処分できる業者であること確認する		

② 計画	<b>【目標】</b> 別紙 表2に記載	
	特別管理産業廃棄物の種類	表2参照
	全処理委託量	表2参照 t
	優良認定処理業者への処理委託量	表2参照 t
	再生利用業者への処理委託量	表2参照 t
	認定熱回収業者への処理委託量	表2参照 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	表2参照 t
	(今後実施する予定の取組) ・継続管理指導していく	
電子情報処理組織の使用に関する事項	<b>【前年度（令和5年度）実績】</b>	
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	118 t
	(今後実施する予定の取組等) ・すでに特管廃棄物が処理できる優良認定業者との産業廃棄物処理委託契約書（収集運搬・処分）締結済み ・電子マニフェストでの適正処理管理 継続 ・電子マニフェストでの処理業者の許可証有効期限確認 継続	
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハマまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

表1 前年度(令和5年(2023年))の産業廃棄物発生量

単位:トン

産業廃棄物の種類	特管廃油	特管廃酸 (PH2.0以下)	特管廃アルカリ (PH12.5以上)	特定有害廃棄物 廃アルカリ	特定有害廃棄物 汚泥	感染性廃棄物	合計
① 産業廃棄物排出量	60	0.5	0.5	32	25	0.02	118
② 自ら直接再生利用した産業廃棄物の量							
③ 自ら熱回収を行った産業廃棄物の量							
④ 自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量							
⑤ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量							
⑥ 全処理委託量	60	0.5	0.5	32	25	0.02	118
優良認定処理業者 への処理委託量	60	0.5	0.5	32	25	0.02	118
再生利用業者への 処理委託量							
認定熱回収業者 への処理委託量							
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量							

表2 当年度(令和6年(2024年))の産業廃棄物発生量

単位:トン

産業廃棄物の種類	特管廃油	特管廃酸 (PH2.0以下)	特管廃アルカリ (PH12.5以上)	特定有害廃棄物 廃アルカリ	特定有害廃棄物 汚泥	感染性廃棄物	合計
① 産業廃棄物排出量	54	0.5	0.5	28	22	0.02	105
② 自ら直接再生利用した産業廃棄物の量							
③ 自ら熱回収を行った産業廃棄物の量							
④ 自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量							
⑤ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量							
⑥ 全処理委託量	54	0.5	0.5	28	22	0.02	105
優良認定処理業者 への処理委託量	54	0.5	0.5	28	22	0.02	105
再生利用業者への 処理委託量							
認定熱回収業者 への処理委託量							
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量							

図1

